

第 4 期小城市障がい福祉計画(案)

(平成 2 7 年度～ 2 9 年度)

平成 27 年 3 月

小 城 市

【目次】

第1章 障がい福祉計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	2
第2章 障がい者の現状	3
1. 障がい者手帳所持者等の状況	3
(1) 身体障がい者の状況	3
(2) 知的障がい者の状況	4
(3) 精神障がい者の状況	5
(4) 難病患者の状況	5
2. 障害者総合支援法によるサービス体系	6
第3章 障がい福祉サービス等の数値目標及び見込量	7
1. 障がい福祉サービスに関する数値目標	7
(1) 施設入所者の地域生活への移行	7
(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行	8
(3) 地域生活支援拠点等の整備	8
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	9
2. 障がい福祉サービスに関する各サービスの見込量	10
(1) 訪問系サービス	10
(2) 日中活動系サービス	11
(3) 居住系サービス	13
(4) 相談支援	13
(5) 障がい児支援	14
3. 地域生活支援事業に関する各事業の見込量	15
(1) 必須事業	15
(2) 任意事業	17
第4章 計画の推進体制	19
1. 制度の普及啓発等	19
2. 計画の進行管理	19
資料編	20

「障がい」の表記について

一般的に「障害」に用いる「害」という漢字には、「わざわざ」「さまたげ」等の意味があり、否定的なイメージにつながり違和感があるとして、公文書を含め、「障がい」や「障碍」という表記も増えてきました。

障がい者の人権を尊重するとともに市民の意識醸成につながると考え、本計画では、人や人の状態を表す場合等には可能な限り「障害」を「障がい」と表記しています。

ただし、法令や条例等に基づく制度や事業等の名称、組織及び関係施設の固有名詞等については、「障害」及び「障害者」という表記をしています。

第 1 章 障がい福祉計画の概要

1. 計画策定の趣旨

「第 4 期小城市障がい福祉計画」（以下、「本計画」という。）は、「すべての国民が、障がいの有無に関わらず、等しく基本的人権を有するかけがえのない個人として尊重されるものである。」という「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）の理念を実現するため、国が定める基本指針に即し、障がい福祉の各施策が計画的に提供されるよう、数値目標を設定し、福祉サービス提供体制の確保や推進の取り組みについて定めるものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、障害者自立支援法第 88 条第 1 項に基づき策定するものであり、小城市における障がい福祉全般に関する基本的な計画として位置づけられるものです。

障がい福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的指針（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号）を踏まえ、「小城市総合計画（平成 24 年 3 月）」を上位計画として、「小城市障がい者計画」、「小城市こども・子育て支援事業計画」をはじめ、その他の関連計画と整合性を持たせながら、小城市における障がい者施策に関する基本指針と施策の方向性を示します。

3. 計画の期間

本計画は、国の「基本指針」に基づき、第3期計画(平成24年度～26年度)が終了するのに伴い、平成27年度から29年度までの3年間を計画期間とします。

策定にあたっては、第3期計画の現状や課題等を把握するとともに、障がいのある人のニーズ等を踏まえ、必要なサービス量を適切に見込むなど、実効ある計画づくりにより、サービス提供体制の計画的な整備を図り、障がいのある方の生活支援や自立支援に努めるものです。

平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
第1期 障がい福祉計画			第2期 障がい福祉計画			第3期 障がい福祉計画			第4期 障がい福祉計画		
		見直し			見直し			見直し			

第2章 障がい者の現状

1. 障がい者手帳所持者等の状況

小城市の障がい児・者数（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者、重複含む）は、平成26年3月31日現在で2,878人となっています。

手帳所持者数は三手帳とも増加しており、特に精神障害者保健福祉手帳所持者の伸びが大きくなっている状況です。

＜障がい別手帳所持者数の推移＞（単位：人）

（各年度末現在）

	平成23年度			平成24年度			平成25年度		
	人口 46,130 人			人口 46,109 人			人口 46,021 人		
	人数	構成比	人口比率	人数	構成比	人口比率	人数	構成比	人口比率
身体障害者手帳所持者	2,220	80.3%	4.81%	2,239	79.4%	4.86%	2,254	78.3%	4.89%
療育手帳所持者	364	13.2%	0.78%	370	13.1%	0.80%	389	13.5%	0.85%
精神障害者保健福祉手帳所持者	181	6.5%	0.39%	213	7.5%	0.46%	235	8.2%	0.51%
合 計	2,765	100.0%	5.99%	2,822	100.0%	6.12%	2,878	100.0%	6.25%

（1）身体障がい者の状況

身体障害者手帳所持者数については、平成22年度にいったん減少するものの、その後は年々微増傾向となっています。

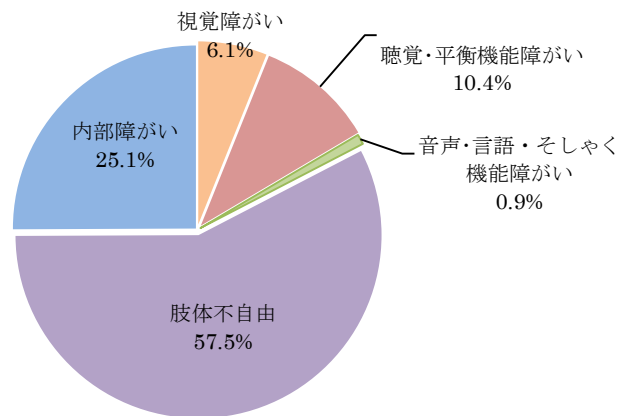
障がい種別では、肢体不自由が最も多く、平成26年3月では所持者2,254人中1,297人と全体の57.5%を占めており、次いで内部障がい565人で全体の25.1%となっています。

＜身体障害者手帳所持者の推移＞

（単位：人 各年度末現在）

区 分	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
視覚障がい	168	159	151	145	137
聴覚・平衡機能障がい	256	243	237	245	235
音声・言語・そしゃく機能障がい	22	21	24	22	20
肢体不自由	1,250	1,247	1,271	1,278	1,297
内部障がい	494	518	537	549	565
合 計	2,190	2,188	2,220	2,239	2,254

＜身体障がい者の障害種別構成比＞ 平成 25 年度末



＜年齢別身体障害者手帳所持者数＞

(単位: 人 各年度末現在)

区 分	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
18 歳未満	46	43	44	44	39
18 歳～64 歳	618	632	632	632	620
65 歳以上	1, 526	1, 513	1, 544	1, 563	1, 595
合 計	2, 190	2, 188	2, 220	2, 239	2, 254

(2) 知的障がい者の状況

療育手帳所持者数の推移をみると、年々微増傾向となっています。

障がい程度別にみると、平成 2 5 年度末では「B」が 2 2 9 人で全体の約 6 割、「A」が 1 6 0 人で全体の約 4 割となっています。

＜療育手帳所持者の状況＞

(単位: 人 各年度末現在)

区 分		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
A	18 歳未満	38	31	29	30	29
	18 歳以上	120	125	126	125	131
	小 計	158	156	155	155	160
B	18 歳未満	48	47	51	47	57
	18 歳以上	147	153	158	168	172
	小 計	195	200	209	215	229
計		353	356	364	370	389

（３）精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、平成２１年度以降一貫して増加しており、平成２５年度には２３５人となり、平成２１年度から７３人の増となっています。

障がい程度別にみると、「１級」はほぼ横ばいですが、「２級」「３級」は増加しており、特に中度である「２級」の増加が顕著となっています。

＜精神障害者保健福祉手帳所持者の状況＞

（単位：人 各年度末現在）

区 分	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
１ 級	27	24	24	24	21
２ 級	104	106	109	129	146
３ 級	31	39	48	60	68
計	162	169	181	213	235

自立支援医療（精神通院）対象者数の推移をみると、平成２１年度以降毎年増加しており、平成２５年度までに１９１人の増加となっています。

＜精神障害者通院医療費公費負担（自立支援医療）受給者の状況＞

（単位：人 各年度末現在）

区 分	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
精神障害者通院医療費公費負担受給者	440	472	532	605	631

（４）難病患者の状況

特定疾患医療受給者証の交付状況は年々増加しており、平成２５年度末で３６１人となっています。疾病別では、潰瘍性大腸炎、パーキンソン病関連疾患、全身性エリテマトーデスの順で多くなっています。

障害者総合支援法では、平成２５年４月より障がい者の範囲に「難病等」が加わっています。また、平成２７年１月からは医療費助成の対象疾患が５６疾患から約３００疾患へと拡大されました。

障がい者手帳の所持がなくても、障がい福祉サービスや地域生活支援事業の各施策の利用が可能となっており、今後も難病相談支援センター等と連携し、制度の普及・啓発を進めていきます。

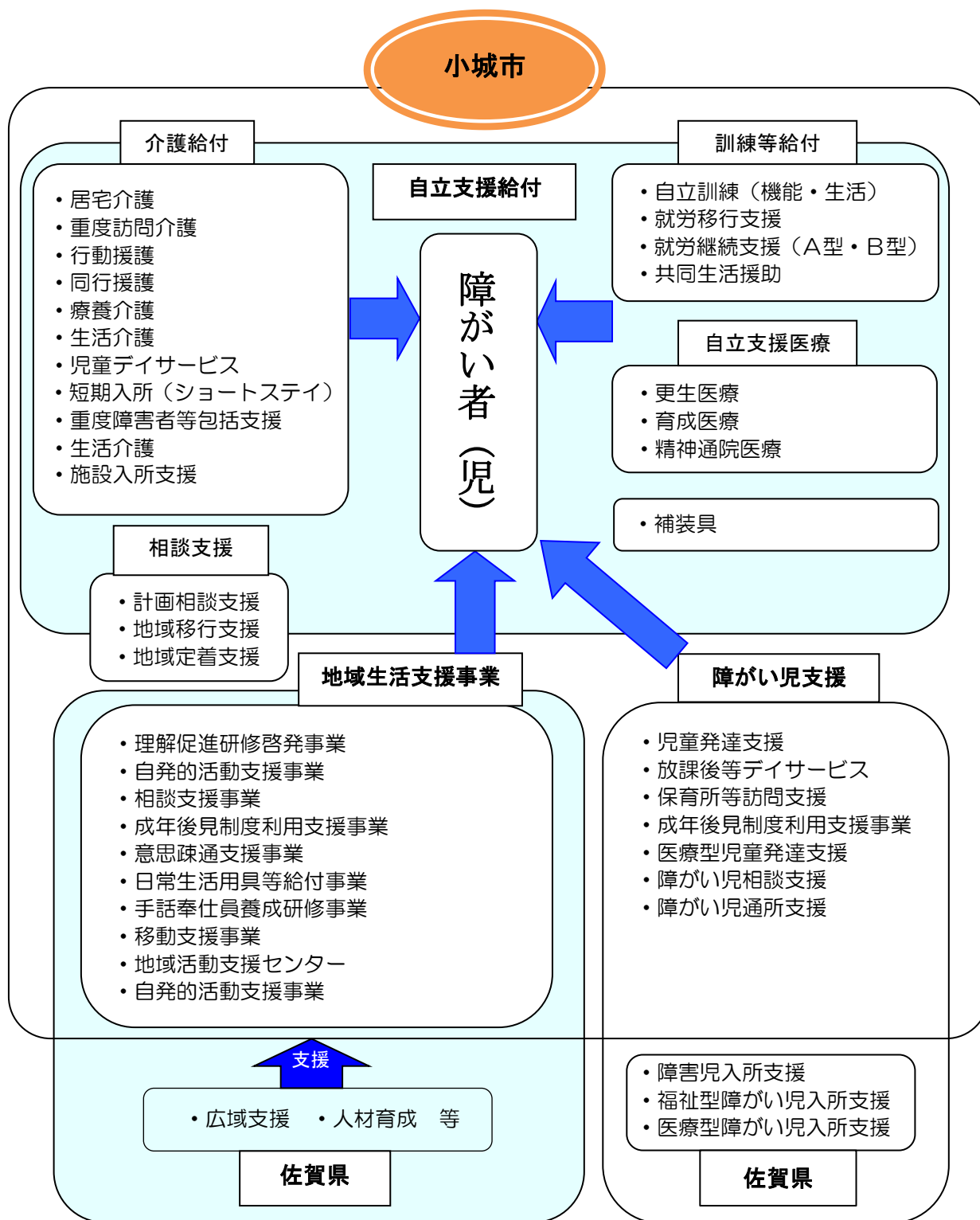
＜特定疾患医療受給者証交付者の状況＞

（単位：人 各年度末現在）

区 分	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
特定疾患医療受給者	292	313	346	361

2. 障害者総合支援法によるサービス体系

障害者総合支援法による総合的な自立支援システムは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と、地域での生活を支えるために、国や都道府県の財政援助（裁量的経費）のもと、市町村が地域の実情に応じて実施する「地域生活支援事業」によって構成されています。



第3章 障がい福祉サービス等の数値目標及び見込量

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援などを進めるため、国の基本指針に基づき、①施設入所者の地域生活への移行、②入院中の精神障がい者の地域への移行、③地域生活支援拠点等の整備、④福祉施設から一般就労への移行等の4点についての数値目標を設定します。また、数値目標及びこれまでの実績等を踏まえ、平成27年度から平成29年度までの3か年における障がい福祉サービス等の見込量を定めて、その達成に向け、総合的かつ計画的なサービス提供体制の整備を進めていきます。

1. 障がい福祉サービスに関する数値目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

- ・平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が、平成29年度末までに地域生活へ移行することを目標とする。
- ・平成25年度時点の施設入所者数から4%以上が、平成29年度末までに減少することを目標とする。

項 目	数 値	備 考
施設入所者数 (A)	55 人	平成25年度末時点の施設入所者数
地域生活移行者数 (B)	7 人 (12.73%)	平成29年度末までに自宅、グループホーム等に移行する数 移行率(B)/(A)
新規入所者数 (C)	6 人	新規に施設入所する数
退所者数 (D)	3 人	病院への転院や死亡等の数
減少見込数 (E)=(B)-(C)+(D)	4 人	施設から減少した数
目標年度入所見込数 (F)=(A)-(E)	51 人 (7.27%)	平成29年度末時点の入所見込数 入所者減少率(E)/(A)

(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

【国の基本指針】

- ・入院後3か月時点の退院率 64%以上
 - ・入院後1年時点の退院率 91%以上
 - ・1年以上の在院者数 平成24年6月時点から18%以上削減
- 国の目標値に基づき、佐賀県が定めた目標値は、以下のとおりです。
市では、県の目標値に基づき、活動指標について設定します。

項 目	数 値	備 考
入院後3ヶ月時点の退院率	64%	平成29年度における入院後3ヶ月時点の退院率
入院後1年時点の退院率	91%	平成29年度における入院後1年時点の退院率
在院期間1年以上の長期在院者数の減少	14.4%	平成29年6月時点の長期在院者数を平成24年6月時点から14.4%減少

●目標達成のための方策

- ・県が定める成果目標値を参考に活動に取り組みます。住まいの確保として共同生活援助のほか、障がい福祉サービスの充実に努め、適切なサービスの確保を図ります。相談支援体制の整備を図り、サービス提供事業所や関係機関と連携して支援を行います。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

【国の指針】

各市町又は各圏域ごとに少なくとも1つ整備する。

【県の指針】

障害保健福祉圏域ごとに1つ以上整備する。

項 目	数 値	考え方
地域生活支援拠点	1ヶ所	障がい者の地域生活を支援する拠点を1ヶ所整備する

（４）福祉施設から一般就労への移行等

①就労移行支援事業所等を通じて、平成２９年度末までに一般就労する者の数

【国の指針】

平成２４年度の一般就労移行実績の２倍以上とする。

項 目	数 値	考え方
平成２４年度の一般就労移行者数	４人	平成２４年度の一般就労した人の数
目標値（目標年度の一般就労移行者数）	８人 (２倍)	平成２９年度末までに、福祉施設から就労移行支援事業所等を通じて一般就労する人の数

②就労移行支援事業所の利用者数

【国の指針】

平成２９年度末における福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業の利用者数が平成２５年度末における利用者数の６割以上増加する。

項 目	数 値	考え方
平成２５年度末の就労移行支援事業利用者数	６人	平成２５年度末の就労移行支援事業利用者数（Ａ）
目標値（目標年度の就労移行支援事業利用者数）	１０人	平成２９年度末の就労移行支援事業利用者数 平成２５年度末実績の６割 （Ａ） $\div$ １．６

③就労移行支援事業所ごとの就労移行率

【国の指針】

就労移行支援事業所のうち、就労移行率が３割以上の事業所を全体の５割以上とする。

項 目	数 値	考え方
就労移行支援事業所	１ヶ所 (100%)	現在、市内には就労移行支援事業所は１ヶ所であるが、移行率が高いことからそのまま目標値とする

2. 障がい福祉サービスに関する各サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

※「時間」は1月あたり

○居宅介護

ホームヘルパーによる身体介護・家事援助等を行うものです。

単 位	25 年度実績	27 年度	28 年度	29 年度
時 間	587	760	800	840
実人数	35	38	40	42

○重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする人に対し、身体介護・家事援助に加え、外出時の移動支援やコミュニケーション支援等を行うものです。

単 位	25 年度実績	27 年度	28 年度	29 年度
時 間	0	170	170	170
実人数	0	1	1	1

○同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報提供や移動の援護を行うものです。

単 位	25 年度実績	27 年度	28 年度	29 年度
時 間	24	60	72	84
実人数	2	5	6	7

○行動援護

知的障がいや精神障がいにより行動が著しく困難であり、常時介護を必要とする障がいのある人が外出する際に支援を行うものです。

単 位	25 年度実績	27 年度	28 年度	29 年度
時 間	101	150	165	225
実人数	7	10	11	12

○重度障害者等包括支援

意思の疎通に著しい困難を伴う重度障がいのある人に対して、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に提供するものです。

単 位	25 年度実績	27 年度	28 年度	29 年度
時 間	0	0	110	110
実人数	0	0	1	1

●訪問系サービス見込量確保のための方策

- ・給付実績等及び、今後地域移行等が進むことが見込まれるところから利用者数を予測しました。
- ・特に同行援護や行動援護といった外出の機会・社会参加の促進への支援がさらに進むことを予測し、利用を促していきます。
- ・今後は難病や強度行動障害がある等の重度の障がい者が地域での生活を希望されることを予測し、重度訪問介護の利用者を見込んでいます。また、重度障害者包括支援に対応できるサービス事業所も、支援体制ができた場合を想定し、利用者数を予測しました。

(2) 日中活動系サービス

※「日」は1月あたり

○生活介護

常時介護を必要とする人に、日中、入浴・排せつ・食事等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するものです。

単 位	25 年度実績	27 年度	28 年度	29 年度
日	1,823	1,880	1,880	1,895
実人数	95	96	96	97

○自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うものです。

単 位	25 年度実績	27 年度	28 年度	29 年度
日	26	56	56	56
実人数	6	7	7	7

○自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うものです。

単 位	25 年度実績	27 年度	28 年度	29 年度
日	81	84	96	96
人	7	7	8	8

○就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を行うものです。

単 位	25 年度実績	27 年度	28 年度	29 年度
日	86	105	160	200
実人数	6	7	8	10

○就労継続支援（A型）

事業所との雇用契約に基づく就労機会の提供や、一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うものです。

単 位	25 年度実績	27 年度	28 年度	29 年度
日	260	289	306	340
実人数	15	17	18	20

○就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難な人に、一定の賃金水準に基づく働く場を提供するとともに知識及び能力向上のための訓練を行うものです。

単 位	25 年度実績	27 年度	28 年度	29 年度
時 間	1,842	2,100	2,100	2,175
実人数	130	140	140	145

○療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護や日常生活上の援助を行うものです。

単 位	25 年度実績	27 年度	28 年度	29 年度
実人数	25	25	25	25

○短期入所

介護者の疾病等のため一時的に介護ができない場合に、施設や医療機関で宿泊を伴った預かりを行うものです。

単 位	25 年度実績	27 年度	28 年度	29 年度
日	72	100	100	100
実人数	14	20	20	20

●日中活動系サービス見込量確保のための方策

- ・就労継続支援は市内及び近隣に事業所が増えたことから伸びが大きく、今後も利用が見込まれます。
- ・就労移行支援は国の基本指針を基に見込みを立てています。今後は事業所等と連携を図り、一般企業等で就労を希望する人が適切な支援を受けられるように努めます。
- ・短期入所は介護者の緊急時やレスパイトとして必要なサービスであり、緊急時にも対応できる事業所が増えるよう、支援体制を整えていく必要があります。

（３）居住系サービス

※「人」は１月あたり

○共同生活援助

夜間や休日に、共同生活を営む住居において、相談、入浴、排せつ又は食事等の介護、その他日常生活上の援助を行うものです。

単 位	25 年度実績	27 年度	28 年度	29 年度
人	42	44	46	50

○施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うものです。

単 位	25 年度実績	27 年度	28 年度	29 年度
人	55	54	53	51

●居住系サービス見込量確保のための方策

- ・地域へ移行する際の住まいの確保として共同生活援助の利用は増えると見込んでいます。また、保護者が見守れる地域で自立を目指したいというニーズが大きいため、市内に事業所を増やすように市も取り組んでいきます。
- ・施設入所支援は、国の基本指針を基に地域へ移行する見込みを立てていますが、必要な支給量は確保していきます。

（４）相談支援

※「人」は１月あたり（モニタリングも含む）

○計画相談支援

障がい福祉サービスの利用するすべての人に、サービス等利用計画を作成するものです。

単 位	25 年度実績	27 年度	28 年度	29 年度
人	—	30	31	32

○地域移行支援

施設や医療機関から退所・退院する人に対し、住居の確保やその他地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行うものです。

単 位	25 年度実績	27 年度	28 年度	29 年度
人	1	1	1	1

○地域定着支援

施設・医療機関からの退所・退院や家族からの独立などで単身生活に移行した人に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には相談対応等の支援を行うものです。

単 位	25 年度実績	27 年度	28 年度	29 年度
人	1	1	1	1

●相談支援見込量確保のための方策

- ・平成27年度から障害福祉を利用するすべての障がい者（児）が対象になることから、該当人数で予測しました。
- ・地域移行・定着支援相談については、今のところ実績はありませんが、今後地域移行を進めていく方向で数値を見込んでいます。

（５）障がい児支援

○児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うものです。

単 位	25 年度実績	27 年度	28 年度	29 年度
人 日	76	80	80	80
実人数	8	8	8	8

○医療型児童発達支援

児童発達支援及び治療を行うものです。

単 位	25 年度実績	27 年度	28 年度	29 年度
人 日	0	5	5	5
実人数	0	1	1	1

○放課後等デイサービス

授業終了後や学校休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進その他必要な支援を行うものです。

単 位	25 年度実績	27 年度	28 年度	29 年度
人 日	157	200	200	200
実人数	32	40	40	40

○保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がい児に対し、集団生活への適応のために専門的な支援その他必要な支援を行うものです。

単 位	25 年度実績	27 年度	28 年度	29 年度
人 日	0	1	1	1
実人数	0	1	1	1

○障がい児相談支援

児童福祉法の障がい児支援対象者に、サービス等利用計画を作成するものです。

単 位	25 年度実績	27 年度	28 年度	29 年度
実人数	35	48	48	48

●障がい児見込量確保のための方策

・早期の診断や療育の開始、手帳所持者等対象者の増加から今後も伸びが大きいと予測しています。保護者の就労等、ニーズの高まりから一人あたりの支給量も増えている傾向にあり、必要な支給量の確保に努めていきます。

3. 地域生活支援事業に関する各事業の見込量

(1) 必須事業

○理解促進研修・啓発事業

障がいの特性や種別ごとの接し方などを分かりやすく解説したり、理解を深めるための研修・啓発・広報活動等を行うものです。

単 位	25 年度実績	27 年度	28 年度	29 年度
実施の有無	無	有	有	有

○自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者、家族、地域住民等による地域での自発的な取り組みを支援するものです。

単 位	25 年度実績	27 年度	28 年度	29 年度
実施の有無	無	有	有	有

○相談支援事業【基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業】

障がい者本人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言・権利擁護のために必要な支援を行うものです。

・相談支援事業所 「小城多久障害者相談支援センター」（小城市・多久市共同実施）

単 位	25 年度実績	27 年度	28 年度	29 年度
事業所の有無	有	有	有	有

・基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業

単 位	25 年度実績	27 年度	28 年度	29 年度
基幹相談支援	無	無	無	有
住宅入居等支援	有	有	有	有

○成年後見制度利用支援事業

知的障がい者又は精神障害者に対し、成年後見制度の申立に要する経費及び後見人への報酬の全部または一部を助成するものです。

単 位	25 年度実績	27 年度	28 年度	29 年度
人	0	1	2	2

○成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度の後見等の業務を行うことができる法人を確保できる体制の整備や市民後見人の活用を含む法人後見活動を支援するものです。

単 位	25 年度実績	27 年度	28 年度	29 年度
実施の有無	無	無	無	有

○意思疎通支援事業【手話通訳者・要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業】

聴覚障がい者等に対し、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、コミュニケーションの円滑化を支援するものです。また、手話通訳者を設置し、市役所の手続き等における聴覚障がい者等とのコミュニケーションを円滑に行うものです。

単 位	25 年度実績	27 年度	28 年度	29 年度
派遣事業件数	7	11	11	11
設置事業の有無	無	無	無	無

○日常生活用具給付等事業

重度障がい者等の日常生活上の便宜を図るため、必要な用具を給付するものです。

単 位	25 年度実績	27 年度	28 年度	29 年度
介護・訓練支援用具 件	0	2	2	2
自立生活支援用具 件	11	8	8	8
在宅療養等支援用具 件	4	2	3	4
情報・意思疎通支援用具 件	7	7	8	9
排泄管理支援用具 件	904	950	980	1,010
居宅生活動作補助用具 件	2	2	2	2

○手話奉仕員養成研修事業

日常会話を手話で行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成し、聴覚障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むための支援を行うものです。

単 位	25 年度実績	27 年度	28 年度	29 年度
実施の有無	無	無	無	有

○移動支援事業

屋外での移動が困難な人に、外出のための支援を行うものです。

単 位	25 年度実績	27 年度	28 年度	29 年度
時 間	1,708	1,880	1,950	2,020
人	13	17	18	20

○地域活動支援センター事業【地域活動支援センター機能強化事業】

障がい者が自立した生活をするために必要な支援や憩いの場を提供するものです。

地域の実情に応じて、創作活動や社会との交流促進、生産活動の機会の提供等を行います。

また機能強化事業として相談事業や地域の社会基盤との連携、住民ボランティア育成、障がいに対する理解を深めるための啓発活動等を行います。

単 位	25 年度実績	27 年度	28 年度	29 年度
実施の有無	無	無	有	有
機能強化事業	無	無	有	有

●地域生活支援事業必須事業見込量確保の方策

・総合的な相談支援の役割を担う基幹相談支援センターを、広域化も含めて開設するよう体制を整備していきます。

・地域活動支援センターを委託事業として実施し、基礎的事業に加えて機能強化事業にも取り組み、地域生活の促進を図ります。

・地域における自立や余暇活動等の社会参加の促進に向けて、意志疎通支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業の体制の整備、充実に努めていきます。特に移動手段・交通網の充実についてはユニバーサルデザインの観点からも、行政をはじめ、公共交通機関、NPO、ボランティア等が連携を取りながら、よりよい環境づくりを進めていきます。

(2) 任意事業

○訪問入浴サービス事業

家庭での入浴が困難かつ施設への移動が困難である障がい者宅を訪問し、居宅での入浴機会を提供するものです。

単 位	25 年度実績	27 年度	28 年度	29 年度
回 数	92	216	216	240
人	1	2	2	3

○日中一時支援事業

障がい者等に日中活動の場を提供し、家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を提供するものです。

単 位	25 年度実績	27 年度	28 年度	29 年度
日 数	572	580	585	590
人	26	28	28	28

○社会参加促進事業【自動車運転免許取得助成事業・自動車改造助成事業】

自動車運転免許の取得や自動車の改造に要する費用の一部を助成することで、障がい者等の社会参加を促進するものです。

単 位	25 年度実績	27 年度	28 年度	29 年度
件	2	1	2	2

●地域生活支援事業任意事業見込量確保の方策

・日中一時支援は、今後もサービス事業所の拡大に努め、必要な支給量の確保に努めていきます。

・その他の事業についても、関係機関と連携しながら事業の普及啓発と内容の充実に努めます。

第4章 計画の推進体制

1. 制度の普及啓発等

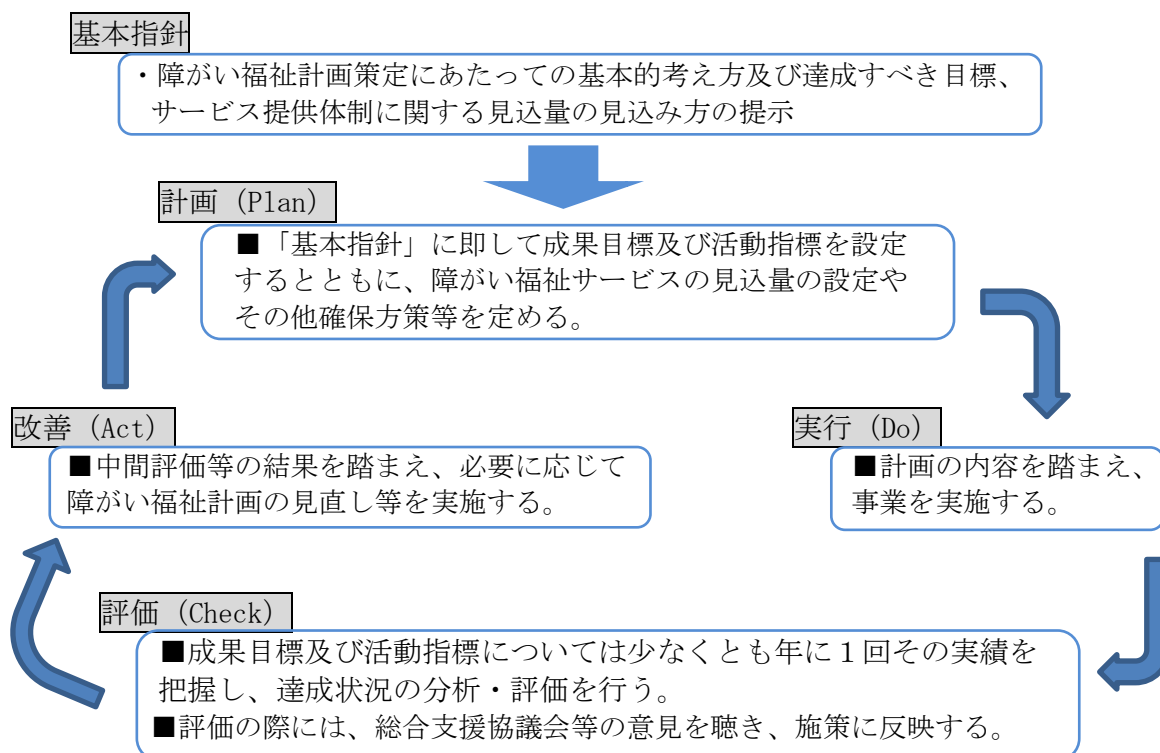
本計画に基づく各種障がい者支援の施策は、行政を中心として、福祉サービス提供事業所、障がい者団体、NPO、ボランティア等のみならず、地域住民が連携、協働して取り組んでいきます。障がい者を取り巻く制度は改正を繰り返しており、使われている用語も専門的であるため、分かりにくいと言われることが少なくありません。障がい者等の自己決定に基づいたサービスを利用できるように、パンフレットや市の広報、ホームページの活用により、利用しやすく分かりやすい情報提供を行います。

2. 計画の進管理

障害者総合支援法において、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認められるときは計画を変更するなど、必要な措置を講じる（PDCAサイクルを導入する）こととされています。

PDCAサイクルに沿って事業を実施し、各事業の進捗状況及び数値目標の達成状況などについて、年1回は小城多久障害者総合支援協議会等から点検・評価を受けることとします。

【障がい福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ】



資料編

小城市福祉関係計画に関する有識者懇話会設置要綱

小城市障がい福祉計画策定懇話会委員名簿

小城市障がい福祉計画（第3期実績）

○小城市福祉関係計画に関する有識者懇話会設置要綱

平成 26 年 3 月 28 日

告示第 24 号

(目的)

第 1 条 市の福祉行政に関する諸計画の策定にあたり、幅広い視点から意見を求めるため、小城市福祉関係計画に関する有識者懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(定義)

第 2 条 この告示において、小城市福祉関係計画とは、次に掲げる計画をいう。

(1)社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条の規定により定める小城市地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)

(2)老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 8 第 1 項の規定により定める小城市高齢者福祉計画(以下「高齢者福祉計画」という。)

(3)障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 11 条第 3 項の規定により定める小城市障がい者計画(以下「障がい者計画」という。)

(4)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条の規定により定める小城市障がい福祉計画(以下「障がい福祉計画」という。)

(部会)

第 3 条 懇話会には、次の各号に掲げる部会を置き、当該各号に定める事項について、意見を述べるものとする。

(1)地域福祉計画部会 地域福祉計画に関すること。

(2)高齢者福祉計画部会 高齢者福祉計画に関すること。

(3)障がい者福祉計画部会 障がい者計画及び障がい福祉計画に関すること。

(組織)

第 4 条 各部会は、別表に掲げる委員数以内で組織する。

2 各部会の委員は、別表に掲げる団体に所属する者をあてるものとする。

(任期)

第 5 条 各部会の委員の任期は、第 2 条に定める小城市福祉関係計画の策定に必要な期間とする。

(会長及び副会長)

第 6 条 各部会に会長及び副会長を置く。

2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、部会を代表し、部会を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第 7 条 部会は、市長が招集する。

(庶務)

第 8 条 懇話会の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(小城市高齢者福祉計画策定委員会設置要綱等の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

(1)小城市高齢者福祉計画策定委員会設置要綱(平成17年小城市告示第179号)

(2)小城市高齢者福祉計画に関する有識者懇談会設置要綱(平成17年小城市告示第180号)

(3)小城市障害者計画策定委員会設置要綱(平成17年小城市告示第231号)

(4)小城市地域福祉計画策定委員会設置要綱(平成18年小城市告示第76号)

別表(第4条関係)

障がい者福祉計画部会のみ抜き出し

部会名	障がい者福祉計画部会
団 体	身体障がい者団体 知的障がい者団体 精神障がい者家族会 障害者相談支援センター 障がい福祉サービス事業所 障がい者就労支援事業所 佐賀障害者職業センター 佐賀県身体障害者更生相談所 教育委員会
委員数	11人以内

第4期小城市障がい者計画懇話会委員名簿

	役 職	氏 名	所属団体・職名
1	委 員	下村 仁司	小城市身体障害者福祉協議会会長
2	〃	永田 加代子	小城市手をつなぐ育成会代表
3	〃	深村 徹	小城・多久地区精神障害者家族会会長
4	〃	野中 久子	小城・多久障害者相談支援センター係長
5	委員長	古川 善己	社会福祉法人 大空福祉会 「ワークピア天山」施設長
6	委 員	池田 信亮	特定非営利活動法人「信」理事長
7	副委員長	山口 一行	総合福祉センター 佐賀県身体障害者更生相談所障害者支援課長
8	委 員	本村 正信	小城市教育委員会学校教育課長

(順不同・敬称略)

小城市障害福祉計画（第3期実績）

1. 訪問系サービス	単位	H24年度		H25年度		H26年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
居宅介護	実人数	35	37	37	35	40	45
	時間分	590	596	620	587	650	751
重度訪問介護	実人数	1	0	1	0	1	0
	時間分	170	0	170	0	170	0
行動援護	実人数	8	7	9	7	10	17
	時間分	60	80	80	101	100	255
重度障害者等包括支援	実人数	0	0	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0	0	0

2. 日中活動系サービス	単位	H24年度		H25年度		H26年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
生活介護	実人数	85	96	87	95	88	98
	人日分	1,785	1,853	1,827	1,823	1,848	1,960
自立訓練（機能訓練）	実人数	4	8	4	6	4	4
	人日分	80	58	80	26	80	60
自立訓練（生活訓練）	実人数	6	5	6	7	6	7
	人日分	40	45	40	81	40	84
就労移行支援	実人数	15	13	15	6	15	13
	人日分	225	181	225	86	225	182
就労継続支援（A型）	実人数	6	14	8	15	10	28
	人日分	120	105	241	260	160	476
就労継続支援（B型）	実人数	100	110	103	130	105	139
	人日分	2,100	1,530	2,163	1,842	2,205	1,946
療養介護	実人数	21	22	22	25	22	25
	人日分	630	596	660	711	660	775
児童デイサービス	実人数	1	—	1	—	1	—
	人日分	17	—	17	—	17	—
短期入所	実人数	20	16	20	14	20	20
	人日分	100	91	100	72	100	120

3. 居住系サービス	単位	H24年度		H25年度		H26年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
共同生活援助	人	16	21	18	21	20	40
共同生活介護	人	17	20	18	21	19	
施設入所支援	人	50	58	49	55	48	50

4. 相談支援	単位	H24年度		H25年度		H26年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
相談支援 (サービス利用計画作成)	件	1	7	24	176	58	180

5. 相談支援事業	単位	H24年度		H25年度		H26年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
障害者相談支援事業	実施箇所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	実施の有無	無	無	無	無	無	無
地域自立支援協議会	実施箇所	1	1	1	1	1	1

6. 成年後見制度利用支援事業	単位	H24年度		H25年度		H26年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
成年後見制度利用支援事業	利用件数	0	0	0	0	0	1

7. コミュニケーション支援事業		H24年度		H25年度		H26年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
コミュニケーション 支援事業	個人利用	18	5	20	5	22	5
	団体利用	5	1	5	2	5	2

8. 日常生活用具給付事業		H24年度		H25年度		H26年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
	介護・訓練支援用具	2	5	2	0	2	0
	自立生活支援用具	8	5	8	11	8	8
	在宅療養等支援用具	2	1	2	4	2	2
	情報・意思疎通支援用具	7	9	7	7	7	9
	排泄管理支援用具	960	846	980	904	1,000	1,361
	住宅改修費	2	1	2	2	2	1

9. 移動支援事業		H24年度		H25年度		H26年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
移動支援事業 (個別支援型)	実施箇所数	10	10	10	11	10	12
	実人数	12	13	14	13	16	15
	のべ時間数	1,600	1,449	1,800	1,708	2,000	1,890

10. 地域活動支援センター事業		H24年度		H25年度		H26年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
地域生活支援センター事業		1	0	1	0	1	0
地域活動支援センター機能強化事業							
	地域生活支援センターⅢ型	1	0	1	0	1	0

11. その他事業		H24年度		H25年度		H26年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
訪問入浴サービス事業	実人数	3	4	3	1	3	2
	のべ回数	240	196	240	92	240	176
日中一時支援事業	実施箇所数	16	11	17	13	18	12
	実人数	25	21	25	26	25	21
	のべ日数	580	387	580	572	580	465
社会参加促進事業	実人数	4	2	4	2	4	1
障害者デイサービス事業	実施箇所数	2	1	2	1	2	1
	実人数	4	1	4	1	4	1
	のべ日数	240	102	240	135	240	12

12. 障害児通所支援 サービス	単位	H24年度		H25年度		H26年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
児童発達支援	実人数	—	9	—	8	—	6
	人日分	—	76	—	76	—	72
児童発達支援(重心)	実人数	—	0	—	0	—	0
	人日分	—	0	—	0	—	0
放課後等デイサービス	実人数	—	12	—	25	—	40
	人日分	—	38	—	139	—	240
放課後等デイサービス (重心)	実人数	—	7	—	7	—	8
	人日分	—	20	—	18	—	20
保育所等訪問支援	実人数	—	0	—	0	—	0
	人日分	—	0	—	0	—	0

●相談支援		H24年度		H25年度		H26年度	
地域移行支援	件	1	0	1	0	1	0
地域定着支援	件	1	0	1	0	1	0
障害児相談支援	件	—	3	—	16	—	35

第4期障がい福祉計画

発行年月：平成 27 年 3 月

発行：佐賀県 小城市

編集：小城市 福祉部 福祉課

〒845 - 0021 佐賀県小城市三日月町長神田 2312 番地 2

TEL : 0952-37-6107 FAX : 0952-37-6162